

## 介護保険運営協議会の運営について

## 1 会議の公開について（久喜市市民参加条例及び久喜市審議会等の会議の公開に関する条例）

条例に基づき審議会の会議は公開が原則とされ、誰でも傍聴することができます。本協議会についても、条例の会議を非公開とする規定に該当しないため、公開となりますことをご了解いただきたいと思います。

また、傍聴者にも、会議資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

## 2 会議録の作成方法及び公開について（久喜市審議会等の会議の公開に関する条例）

この会議の内容については、会議録を作成し公開いたします。会議録の作成を目的として、録音をさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、会議録は、全文記録方式で作成いたしますが、必要に応じ「てにをは」や「繰り返しの発言」などを調整させていただくこと、また、事務局の説明などで、配布資料でその内容が把握できるものにつきましては、省略させていただく場合がありますことについて、ご了解いただきたいと思います。

なお、会議録につきましては開催日から、30日以内に作成し、速やかにホームページ等で公開することとなっております。

## 3 会議録の署名について

会議録については、公開に先立ち、会議録署名委員に内容のご確認とご署名をいただきたいと思いますと考えております。

会議録署名委員については、協議会ごとに出席者の名簿順に2人を会長（議長）からご指名いただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

## 4 委員名簿の公開について（裏面①）

久喜市市民参加条例に基づき、委員の皆様の氏名、選任の区分を公表することとなっております。令和6年度第1回協議会の会議録の公開に合わせて、委員名簿（氏名と選任区分）を市のホームページで公開いたしますので、ご承知おきください。

## 5 公職者名簿への掲載について（裏面②）

本市では『公職者名簿』を作成し公文書館で閲覧できることとしており、介護保険運営協議会委員も掲載いたします。『公職者名簿』には、氏名の他、ご本人の了解が得られた場合には、住所、電話番号を掲載しております。

事務局としましては、住所・電話番号については、選任区分が保健、医療及び福祉関係者の11人と学識経験者のうち区長会連合会から選任の1人、計12人を公開とし、それ以外の委員につきましては、非公開とすることをご提案いたします。（住所、電話番号が自宅のものである場合については、他の公職の関係等で既に公開されている場合のみ公開とする扱い）

①【久喜市ホームページに掲載している名簿（例）】

久喜市介護保険運営協議会委員名簿

委員名簿（委嘱期間：令和6年7月1日～令和9年6月30日）

氏名	選任区分
〇〇 〇〇	被保険者代表 公募市民
}	}
〇〇 〇〇	保健、医療及び福祉の関係者
}	}
〇〇 〇〇	学識経験者

②【公職者名簿（例）】

○久喜市介護保険運営協議会（介護保険課 内線\*\*\*\*）

職名	氏名	住所	電話番号	開始日	満了日
会長	〇〇 〇〇			R6. 7. 1	R9. 6. 30
副会長	〇〇 〇〇			R6. 7. 1	R9. 6. 30
委員	〇〇 〇〇			R6. 7. 1	R9. 6. 30
}	}			}	}
委員	〇〇 〇〇			R6. 7. 1	R9. 6. 30